

青森県後期高齢者医療広域連合告示第 24 号

青森県後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関の指定の取消しについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 4 項の規定による青森県後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関の指定を取り消すので、同条第 8 項の規定により告示する。この場合において、収納代理金融機関の指定を取り消す日に、現に存する帳票中「株式会社みちのく銀行」とあるのは「株式会社青森みちのく銀行」と読み替えて適用する。

令和 6 年 12 月 27 日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記



記

- 1 収納代理金融機関の指定を取り消す金融機関の名称及び位置
株式会社みちのく銀行 青森市勝田一丁目 3 番 1 号
- 2 収納代理金融機関の指定を取り消す日
令和 7 年 1 月 1 日